

軽自動車等の手続はお早めに！

軽自動車等の使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡(下取り)した場合などには、15日以内に手続をする必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も手続が必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更などがある場合は早めに手続をしてください。

下表の「手続に必要なもの」は標準的なものなので、詳しくは手続先にお問い合わせください。

車 種	手続・問合せ先	手 続 に 必 要 な も の		
		廃 車	名 義 変 更	住 所 変 更
原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125	・ナンバープレート ・印鑑	・ナンバープレート ・印鑑 ・譲渡(販売)証明	・ナンバープレート ・印鑑
軽 自 動 車	軽自動車検査協会 久留米支所(久留米市上津町2199-45) ☎050-3816-1752	・ナンバープレート2枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・解体報告時の移動報告番号	・ナンバープレート2枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート2枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の(新住所が記載された)住民票
125ccを超え、 250cc以下の バイク	全国軽自動車協会 連合会久留米分室 (久留米市上津町2199-46) ☎21-8893	・ナンバープレート1枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 (管轄外の地区などで手続をする場合は、住民票・印鑑も必要)	・ナンバープレート1枚※ ・新・旧使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート1枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・使用者の(新住所が記載された)住民票または印鑑証明書
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所(久留米市上津町2203-290) ☎050-5540-2081	個々の車両により、必要なものが異なりますので、手続先に直接お問い合わせください。		
1 ※印のついているナンバープレートは、他の地域のナンバーの場合に必要 2 手続に必要な住民票は、3か月以内に交付されたもの				

トラクター・田植機などの登録はお済みですか

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車などの農耕作業用自動車や、フォークリフト、ショベルローダーなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。これらは、市へ登録することが義務付けられています。

該当する車両を取得した人(法人)または現在未申告の車両を所有している人(法人)は、速やかに軽自動車税の申告手続をしてナンバープレートの交付を受けてください。

小型特殊自動車	農耕作業用自動車 (乗用装置を備えているもの)	農耕トラクター、田植機、コンバイン、農業用薬剤散布車および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 で最高速度が35 k m/h未満のもの ※車両の大きさ・排気量の制限はありません
	その他 (農耕作業用以外)	フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラーなど長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下で最高速度が15 k m/h以下のもの